２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　死亡者の死亡日を明らかにすることができる戸籍、除かれた戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図の写し（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該死亡者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

三　死亡者の死亡の当時における死亡者及び受給権者の相互の身分関係を明らかにすることができる戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、住民票の写し又は法定相続情報一覧図の写し

四・五　（略）

３　前項の規定により添付すべき戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、住民票の写し又は法定相続情報一覧図の写しにあつては、同項第二号又は第三号に掲げる事実を明らかにすることができない場合においては、これらの書類にかえて、当該事実を明らかにすることができる他の書類を添えるものとする。

４　（略）

（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第三条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（死亡の届出） **第十二条**　法第百五条第四項の規定による受給権者の死亡の届出は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出することによつて行わなければならない。 一～二　（略） 三　受給権者の国民年金証書の記号番号 ２　前項の届書には、国民年金証書その他の記号番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 （未支給福祉年金の請求） **第十三条**　法第十九条第一項の規定により未支給の老齢福祉年金の支給請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出することによつて行わなければならない。 一～三　（略） 四　受給権者の国民年金証書の記号番号 五・六　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　国民年金証書その他の記号番号を明らかにすることができる書類	（死亡の届出） **第十二条**　法第百五条第四項の規定による受給権者の死亡の届出は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出することによつて行わなければならない。 一～二　（略） 三　受給権者の個人番号又は国民年金証書の記号番号 ２　前項の規定により同項の届書に国民年金証書の記号番号を記載する者にあつては、同項の届書に国民年金証書その他の記号番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 （未支給福祉年金の請求） **第十三条**　法第十九条第一項の規定により未支給の老齢福祉年金の支給請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出することによつて行わなければならない。 一～三　（略） 四　受給権者の個人番号又は国民年金証書の記号番号 五・六　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　前項の規定により同項の請求書に国民年金証書の記号番号を記載する者にあつては、国民年金証書その他の記号番号を明らかにすることができる書類